

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

福島県立白河第二高等学校

福島県立白河第二高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）、及び平成29年3月14日に改定された基本方針にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外と問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

2 いじめの定義

(1) 「法」による定義

（法第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめを判断する上での留意点

- ア 表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つこと。
- イ いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- ウ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- エ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- オ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- カ 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、「法」が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

3 いじめに対する共通理解

- (1) どの子どもにも、どの学校にも、おこりうるものであること。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものであること。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせること。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要であること。

(5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要であること。

(6) 特に配慮が必要な生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

- ア 発達障害を含む、障害のある生徒
- イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- エ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

(7) いじめの具体例

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ① 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ② 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ③ 存在を否定される。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ① 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ② 遊びやチームに入れない。
 - ③ 席を離される。
- ウ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ① わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ② たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ③ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- エ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ① 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ② 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ③ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ① 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ② 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ③ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ① パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ② いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ③ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

4 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、学年代表、教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー

(3) 組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- エ いじめの疑いに関する情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整

(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

5 いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。
- (4) 指導に当たっては、生徒がいじめの問題を主体的に捉える取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- (5) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

6 いじめの早期発見に対する取組

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
- (2) 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 「学校基本方針」において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証および組織的な対処方法について定める。
- (4) 生徒の相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

7 いじめに対する措置

- (1) 教職員がいじめを発見又は通報を受けたとき、あるいはいじめと判断し得る言動を認識したときは、速やかに、当該いじめに係る情報を、「いじめ防止対策委員会」に対して報告し、学校全体として組織的に応ずる。

※特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。

- (2) 委員会がいじめであると判断した場合には、直ちに当該いじめをやめさせ、及び、心理、福祉等に関する専門家の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) 加害生徒とその保護者に対しては、当該生徒の人格も尊重しつつ、教育的配慮の下で毅然とした態度で指導する。その際、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で行う。
- (4) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、指導を求める。
- (6) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。
- (7) いじめは、単に謝罪を持って安易に解消と判断しない。

※いじめの解消とは少なくとも以下の2つの要件を満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること。

(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当な期間継続していること。)

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

8 重大事態への対処

(1) 調査を要する重大事態

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席している場合には、学校の判断で調査を行う。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

(3) 調査の趣旨と調査主体

ア 民事・刑事上の責任追及やその他争訟への対応を直接の目的とするものではなく、本校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の未然防止に資するものとする。

イ 学校設置者が、調査を行う主体や組織について判断する。

ウ 本校が調査主体となる場合、必要な指導、人的措置などの支援を学校設置者に求める。

(4) 重大事態の調査

ア 重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」に適切な専門家を加えた組織、あるいは学校設置者が設置した組織において調査する。

イ 重大事態に至る要因となったいじめ行為を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を調査する。

※①いつ（いつ頃から）

- ②誰から行われ
- ③どのような様態であったか
- ④いじめを生んだ背景事情
- ⑤生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ⑥学校・教職員がどのように対処したか

ウ いじめられた生徒及びその保護者から事情を直接聴き取る。

エ 在籍生徒や教職員に対して、質問紙調査や聴き取りを行う。

(5) 調査上の注意点

ア 調査によって、いじめの二次被害が起こり、被害生徒の学校復帰が更に困難となることがないように、当該生徒や情報を提供した生徒の保護を最優先とする。

イ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

9 評価と改善

(1) 生徒、保護者、教職員、学校関係者による質問紙調査を適時行い、情報や意見の収集を図る。

(2) 収集した情報を基に、「いじめ防止対策委員会」において意見交換し、実施計画の修正や改善を行う。

(3) 学校評議員会等において、取組について外部からの評価を受ける。

(4) 外部からの評価結果も踏まえ、年度末に次年度の計画を立案する。

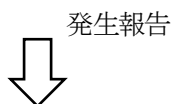
10 年間計画

令和6年度 白河第二高等学校 学校いじめ防止基本方針年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等)の実施 計画	校内研修・会議計画 講演会計画	評価計画
4	全体指導（始業式、全校集会） いじめに関する相談支援体制の 周知	第1回教育相談（HR担任） 第1回いじめアンケート	第1回いじめ防止対策委員会 校内研修 生活指導協議会	第1回いじめアンケート・分析
5	スマホ・ケータイ安全教室	カウンセリング（毎週木曜）	生活指導協議会	
6	全体指導（定通大会前）	カウンセリング（毎週木曜） 第2回いじめアンケート	生活指導協議会	第2回いじめアンケート・分析
7	全体指導（終業式）	第3回いじめアンケート カウンセリング（毎週木曜） 第2回教育相談（HR担任）	生活指導協議会	第3回いじめアンケート・分析
8	全体指導（始業式）	カウンセリング（毎週木曜） 第4回いじめアンケート	第2回いじめ防止対策委員会 校内研修（報告書に基づくワーク ショップ）	第4回いじめアンケート・分析
9		カウンセリング（毎週木曜） 第1回学校評価アンケート	生活指導協議会	第5回いじめアンケート・分析
10	全体指導（定通大会前） 防犯教室	カウンセリング（毎週木曜） 第5回いじめアンケート	第3回いじめ防止対策委員会	実施状況中間報告 第6回いじめアンケート・分析
11		カウンセリング（毎週木曜）		
12	全体指導（終業式）	第6回いじめアンケート 第2回学校評価アンケート 第3回教育相談		第7回いじめアンケート・分析
1	全体指導（始業式）	カウンセリング（毎週木曜） 第7回いじめアンケート	校内研修 生活指導協議会	第8回いじめアンケート・分析
2		カウンセリング（毎週木曜） 第8回いじめアンケート	生活指導協議会 第4回いじめ防止対策委員会	第9回いじめアンケート・分析
3	全体指導（終業式）	第4回教育相談		取り組み検証 実施状況年度末報告 次年度基本方針、年間計画策定

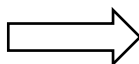
重大事態への対応

学 校

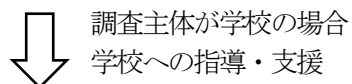


福島県教育委員会
・ 調査の主体を判断

発生報告



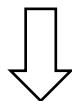
知 事



調査組織による調査

【調査組織】

「いじめ防止対策委員会」を中心として、重大事態の特性に応じた専門家などを加える



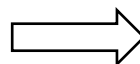
1 調査結果の提供及び報告

- ・ いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供
- ・ 教育委員会への報告

2 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 被害生徒及び保護者への支援
- ・ 加害生徒及び保護者への指導・助言
- ・ いじめがあった集団への働きかけ
- ・ 上記に必要な関係機関等との連携

結果報告



知 事

【いじめに関する主な相談機関】

○福島地方法務局	子どもの人権110番（0120-007-110） 電話相談 月～金 8：30～17：15
○福島県警察本部	いじめ110番相談コーナー（0120-795-110） 電話相談 月～金 9：00～17：00
○福島県教育委員会	ふくしま24時間子どもSOS（0120-916-024） 電話相談 24時間受付
○福島県教育センター	ダイヤルSOS（0120-453-141） 電話相談 月～金 10：00～17：00
○県南教育事務所	（0248-23-1667） 電話相談 月～金 10：00～17：00

平成26年5月 作成
平成30年5月 一部改訂